

陳情第 7 7 号	受理年月日	平成 3 0 年 5 月 7 日
付託委員会	保健病院委員会	
件名	「生活保護受給」を「生活保護利用」とする表記・表現の慎重な取り扱いについて	
要旨	<p>憲法 25 条の理念に基づく生活保護法第 2 条では「すべて国民は、この法律に定める要件を満たす限り、この法律による保護を、無差別平等に受けることができる」と規定している。公務員（議員を含む）に対する給与や歳費、報酬等も「支給する・受ける（受給）」と規定している。個人住民税の非課税の場合は「生活扶助を受けている者」等と規定している。</p> <p>「生活保護受給世帯」を「生活保護利用世帯」とすべき報道が一部でされるようになったが、「利用」とは「役に立つように使う場合・人を利用する、方便に使う、だしに使う」などの場合である。</p> <p>公的年金や公的医療保険等の場合、「公的年金利用世帯や公的医療保険利用世帯」ということは通常ない。生活保護の受給権が保障されているとの世論が強まっている。どんなに生活に困窮していても生活保護を申請して受給決定がされない限り生活扶助や医療扶助は保障されない。このことは高額な国民健康保険料（税）の負担ができず治療がおくれ病状が重症化したり死亡したりする事例からも明らかである。</p> <p>については、「生活保護受給」を「生活保護利用」とする表記、表現等については違和感があると考えるので慎重な取り扱いをしていただきたい</p>	